

電気通信紛争処理委員会（第263回）

1 日時

令和8年8月19日（水）13時00分～

2 場所

総務省8階第1特別会議室（WEB会議システム（Webex）を併用）

3 出席者等（敬称略）

（1）委員

笠井 之彦（委員長）、三尾 美枝子（委員長代理）、小川 賀代、小塚 莊一郎、
中條 祐介（以上5名）

（2）特別委員

大雄 智、猿渡 俊介、柴田 潤子、杉山 悦子、宮田 純子、矢嶋 雅子（以上6名）

（3）総務省

総合通信基盤局 電気通信事業部 基盤整備促進課 課長 平松 寛代

（4）事務局

事務局長 赤阪 晋介、参事官 景山 忠史、上席調査専門官 中島 明彦、
上席調査専門官 鹿嶋 大介

4 議題

（1）最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方 三次報告書【公開】

（2）諸外国における情報通信分野の事業者間紛争処理制度等について【公開】

5 審議内容

(1) 開会

【笠井委員長】 それでは、ただいまから第263回電気通信紛争処理委員会を開催します。皆様には、御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。

本日は、委員5名に御出席をいただいております。また、特別委員は6名に御出席をいただいております。

本日の議事に際しまして、御質問、御意見等御発言がある場合には、会場の方は挙手をしていただき、指名後に御発言をお願いします。ウェブ参加の方は挙手機能でお知らせをいただいて、指名後にカメラとマイクをオンにして御発言をお願いします。

まず、議事に入ります前に、この夏の定期異動によりまして、小原参事官、荒金上席調査専門官が離任し、後任として景山参事官、鹿嶋上席調査専門官が着任しました。お二方に一言ずつ御挨拶をお願いできればと存じます。お願いします。

【景山参事官】 改めまして、先日8月7日に小原の後任としまして、参事官に着任しました景山と申します。よろしくお願いします。

この委員会の議事のスムーズな運営に貢献したいと思っておりますので、引き続き、よろしくお願いします。

【鹿嶋上席調査専門官】 同じく7月28日付で荒金の後任として参りました鹿嶋と申します。先生方に、有意義な議論をしていただけるように委員会の運営をしてみたいと思いますので、これからよろしくお願いします。

【笠井委員長】 ありがとうございました。景山参事官、鹿嶋上席調査専門官には、これからどうぞよろしくお願いします。

続きまして、文書審議の形で開催しました前回の委員会について、御報告します。

本年6月10日から12日までの間におきまして開催しました第262回委員会において、あっせん終了案件の公表について委員の皆様にご審議をいただきました。

審議の結果、委員全員の賛同が得られましたので、本年6月15日に公表をしております。委員の皆様におかれましては、御協力いただき、ありがとうございました。

以上、御報告となります。

(2) 最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方 三次報告書【公開】

【笠井委員長】 それでは、お手元の議事次第に従い、議事を進めてまいります。本日の議事は公開で行います。

まず、議題1として、最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方三次報告書について、議題2として、諸外国における情報通信分野の事業者間紛争処理制度等についてとなっております。

それでは議題1、最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方三次報告書について、総合通信基盤局電気通信事業部基盤整備促進課の平松課長から御説明をお願いします。よろしくお願いします。

【平松基盤整備促進課長】 よろしくお願いします。

ただいま御紹介いただきました基盤整備促進課の平松と申します。資料に基づきまして、御説明させていただければと思っておりますが、ただいまから共有しますので、少々お待ちください。

資料2 6 3 - 1に基づきまして、説明したいと思っております。この最終保障提供責務の導入は、ユニバーサルサービス制度の一環のお話でございまして、令和7年の電気通信事業法の改正によりまして、導入されたものです。

こちらの資料の最後のページを見ていただきますと、これまでのこういった経緯があったのかというスケジュールをお示しているものなのですが、この最終保障提供責務の導入については、昨年の7月に情報通信審議会に諮問しまして、それから1年かけて、制度設計の検討を進めてまいりました。

具体的には一次答申、二次答申、三次答申という形で、3回ほど答申の検討を進めております。今回、こちらに御用意した資料は、最後の三次答申に向けたその前段の三次報告書の概要でございまして、現在こちらについては、この資料の18ページにお示ししているとおり、パブリックコメント中です。パブリックコメントは8月25日に終了する予定でございまして、そこでつつがなければ、三次答申とのプロセスになってまいります。

こちらは繰り返しになりますが、三次報告書の概要でございまして、もともと一次答申とか二次答申であった内容や、ユニバーサルサービス制度の前提についてのお話が少々抜けてしまっている部分もあるかと思っております、その点は、口頭で申し訳ないので

すが、補足しながら、具体的にこの紛争処理委員会の委員の先生方に御説明すべき内容のところを重点的に本日は説明をさせていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

ユニバーサルサービス制度の一環として、この最終保障提供責務を導入したということを申し上げましたが、このユニバーサルサービスについては、かなり歴史が長くございます。もともと、今現在、ユニバーサルサービスは電話とブロードバンドサービスが対象になっているのですが、電話のユニバーサルサービスは、平成14年の電気通信事業法の改正で導入されたものでございまして、こちらはNTT法で、NTT東西だけがあまねく責務という義務を負っている状況のものです。NTTだけが、日本全国を東西で合わせて全国区として、この電話については義務を負いながら、ユニバーサルサービスを提供しているとのスタイルになっております。そこで赤字が発生している部分については、ユニバーサルサービス交付金で補填をするという形になっていまして、ただ現状、全額を全て補填することになっていなくて、利用者の負担を勘案しながら、具体的には600億円の赤字に対して60億円の交付金が交付されているというのが実態です。

これに続きまして、令和4年の電気通信事業法改正で導入されたのがブロードバンドを対象にしたものです。これは、ブロードバンドのユニバーサルサービス制度と銘打っているのですが、電話と大分違っております。具体的には令和4年のときには、いわゆる提供義務のような義務というものは存在しておりません。全国でブロードバンドの整備を進める一環として、例えば、地域によっては未整備エリアですとか、なかなか採算が取れないので、自治体が自分の設備を整備して提供している公設設備というのがあるのですが、これを民間の事業者が譲受けをしたような場合、譲り受けて自分でサービス提供することを促進するために、そういった場合については、交付金からその経費について赤字部分については補填してあげようということで、どちらかという、ブロードバンドの整備を推進するような方策として導入されたものです。

そのため、繰り返しになりますが、これについては、いわゆる提供義務というものはありませんで、手を挙げた方がそういった採算が一般的には取れないようなエリアで整備をしたときに赤字が発生した場合については、交付金で赤字を補填してあげようという制度になっています。

こちらについては、赤字補填、ユニバーサルサービス交付金を受け入れる事業者としてはNTT東西と、ケーブルテレビのZTVの3社が該当しています。

これに加えて令和7年の電気通信事業法の改正で導入したのが最終保障提供責務という考え方です。ここで初めてラストリゾート的な考え方が導入されました。具体的には、電話はもともとユニバーサルサービスだったのですが、ブロードバンドもユニバーサルサービスとして完全に位置づけまして、何か誰かが利用したいという提供の求めがありましたら、必ずサービスを提供しなければならない制度となります。

従来は、電話については、御説明したとおり、NTT東西だけがこういった義務を負っていましたが、技術革新ですとか、いろいろな競争政策の効果もありまして、たくさんの電気通信事業者がブロードバンドサービスを始め、電気通信サービスを提供している現状です。そのため、必ずしもNTT東西だけがこのユニバーサルサービスを提供する必要はない、多くの電気通信事業者がみんなで支え合って、このユニバーサルサービスを提供すべきであるとの考え方から、この最終保障提供責務というものは導入されておりまして、本当にそのエリアに誰もサービス提供者がいなくて初めていわゆる適格電気通信事業者と、交付金を受け入れる事業者を適格電気事業者と法律上言っているのですが、そういう方々が、最終保障提供責務の義務を負ってサービスを提供し、そこで赤字が発生した場合については、ユニバーサルサービス交付金で交付するという形になりました。そのため、この令和7年でいわゆるラストリゾート、一般的にはユニバーサルサービスという義務がセットになるのが一般的なのかなと思うのですが、ここで、その完成形になったというところです。

この最終保障なのですが、こういった場合にこの最終保障が発生するのかというイメージが、電話とブロードバンドで大分違っておりまして、その点を少々御説明したいと思っております。

まず、電話なのですが、電話については、既に今でもNTT東西がNTT法であまねく責務というものを負っております。これは令和7年の改正法が施行される遅くとも来年の5月からはなくなるわけなのですが、少なくとも従来まではあまねく責務がありましたので、現状ほとんどカバーされている状況です。そのため、当面、電話については最終保障提供義務が発生するという可能性は低いのかなと考えております。

一方、NTT東西はメタル回線が非常に老朽化しておりまして、その維持も大変なので、メタルの縮退というものを現在進めております。NTTの発表によれば、2035年を目指して、このメタルを縮退するのをおっしゃっておりまして、現在トライアルで、今後本格的に、このメタル縮退というものを進めていくのかなと思っています。そうしま

すと、メタルをどんどん剥がしていくということになってきます。その地域に光ファイバ等があれば光回線による電話もサービス提供できるのですが、それが何もできない地域については、この電話が欲しいという場合にはこの最終保障が発生してくる可能性は将来的にはあろうとは思っております。

ただ、現在の足元でいうとすぐさまこの電話の最終保障提供責務が発生してくることはあまり考えられないのかなと、私どもとしては考えているところです。

一方で、ブロードバンドですが、こちらについては、今でもたくさんの方がインターネットを利用されていらっしゃるしまして、いろいろな地域から私の課はこのインターネットのインフラ整備の補助金も所管しているのですが、自治体からも御要望いただいているところです。全国でインフラの整備が100%にはなっていないという状況で、令和5年度末のこのブロードバンドの未整備世帯でいうと、162万世帯についてインターネットが通ってない状況です。162万世帯は、大体静岡県の人口ぐらいとのイメージです。そのため、多くの方からインターネットを引いてほしいという御要望は今後も出てくると思っております。最終保障提供責務は、基本的には、このインターネット、ブロードバンドで出てくるのではないかとすることを私どもとしては考えて、これを念頭に制度設計を進めてまいりました。

実際にこの最終保障提供責務の流れがどのように行われるかなのですが、資料の5ページを御覧いただきたいと思っております。最終保障提供責務は、誰かがこのインターネットサービスを使いたいという、利用者の求めがあって初めて発動するものです。実際誰も使いたいということではなければ起こらないわけです。利用者の方々が事業者にご連絡をします。そうすると最終保障提供責務を担う事業者ということで、現状で言うとNTT東西と、インターネットではZTVも入るということにはなるのですが、その方々が自分でその地域にサービス提供していない場合については、誰かほかにこの地域でサービスを提供している人がいるかどうかというのを探すというプロセスが必ず必要になってまいります。

具体的にこの運用をするために、ここに書いてある役務提供確認データベースをつくらうと思っております。私ども総務省では、各エリアのカバー率について持っているところです。各エリアのどの事業者がサービスを提供されているかという情報を持っておりますので、それをデータベースにしまして、そのデータベースで検索していただければ、その地域に誰が提供されているのかが分かる仕組みを構築しようと思っております。

この最終保障事業者が利用者からサービスの提供を求め受けましたら、このデータベースに検索いただきまして、そのエリアで誰がサービスを提供しているのかということを確認します。例えばこの利用者が町字Cで利用の提供が欲しいといった場合に、Cというものを検索すると、事業者Bが丸となっておりますので、事業者Bが提供できる可能性があることが分かるわけです。この最終保障事業者は、この事業者Bが提供できそうだということをまず利用者にお返しをして、利用者が、事業者Bにコンタクトいただきまして、そこでサービスが提供されれば、基本的に最終保障まではいきません。

一方で、この事業者Bが一応丸にはなっているけれども、やはり形状の関係ですとか設備の限界の話ですとか、丸だったが、このお宅については、どうしても提供することができないとの状況が発生することもあり得ます。そういった場合に、初めてこの最終保障事業者が、自らこの利用者について最終保障を提供する義務が発生する。そのため、ここに至って初めて義務が発生するものです。

こういうプロセスを役務提供確認と法律上申しているのですが、この最終保障提供責務は、この役務提供確認を一つ一つプロセス踏みながら進めていきますので、経営判断からこのエリアについて拡大するために、ここであつと整備して提供するというのと少々違ってございまして、この1世帯に一本一本引いていくとのことが発生してまいります。そのため、非常に費用面、もともとやはり採算性がないので、事業者が提供されてないエリアということもありますので、ここのお宅に線を引くためには一定のコストがかかるだろうと思っております、一定のコストについては、交付金で交付をするとの仕組みになっているところなんです。

最終保障事業者が最終保障提供責務が発生した場合に、自ら設備を整備して、サービス提供することになると申し上げたとおりなのですが、そのときに初めてこの近隣の電気通信事業者なるものが出てまいります。

ここが紛争処理委員会、委員の方々とは関係するところでございます、この資料でいうと7ページです。こちらも少々前提がなく書かれているので補足しますが、法律上、最終保障提供事業者が自分でサービスを提供するときに、ゼロから電気通信設備をしっかり敷設して始めていくというよりは、少々そばまで他社の設備がある場合には、他社設備を借りて提供したほうが安く上がるというケースも想定できます。

そういったケースを想定しまして、法律上、近隣電気通信事業者の協力義務というものも講じられています。具体的には法律の25条の4、25条の5に規定はございまして、

そこで、近隣の電気通信事業者は正当な理由がない限り、協力をしなければならないということが法定されています。この協力の中で最終保障事業者と、近隣電気通信事業者がやり取りをして、もめた際に総務大臣に仲裁やあっせんを立てることができることになりまして、そこで初めて紛争処理委員会の先生方にも関与いただく形になっています。

この近隣電気通信事業者の協力義務について、情報通信審議会でも一定の整理をしています。この整理した内容が今お示ししている7ページです。この近隣電気通信事業者、これは法律上、特に定義はないのですが、現実的に考えたときに、例えば町字Cでサービスが欲しいと言っている方がいらっしゃる場合に、そこまで線を引っ張るときに、隣接する町字に設備があるわけではない可能性はあるわけです。例えば少々離れたところとか、その隣接しているところにいる必ずしも近隣に電気通信事業者ではなくて、その利用者の提供の求めがあるところに整備をするために協力が必要になる事業者を近隣電気通信事業者と整理をしようということで、この審議会の中では検討が進められました。

また、必要な協力については具体的に3点ですが、今のところ想定されるのですが、1点は、光ファイバなどの貸し出し、2点目はコロケーションなどの提供、3番目が電柱とか管路などの線路敷設地番の貸与というものが想定されると思っています。ただ、一般的にはこの一つ目、二つ目については、いわゆる接続義務の中で出てくる話ですので、この最終保障提供責務で専ら想定されるのは、この③の電柱と管路のケースなのではないのかと、私どもとしては感じているところです。

また、近隣電気通信事業者は正当な理由があれば、この最終保障事業者からの協力を拒否できることになっておりまして、この正当な理由については、いわゆる接続義務の考え方と同様に整理をしています。具体的には、自分たちが行う電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがあるときや、近隣電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき、また、協力に関して最終保障電気通信事業者が負担すべき金額の支払いを怠り、または怠るおそれがあるときということで、基本的に接続ルールと同じような考え方によって整理をしています。

また、協定等の細目なのですが、この最終保障提供責務が発生するところが先ほど申したとおり、いろいろな全国の山間部ですとか離島とか、いろいろなところで発生していると思っております。一様ではないかと思えます。その地域、地域で全く変わってくることが想定されますと、基本的には最終保障電気通信事業者と近隣電気通信事業者との間の協議に委ねることを原則としたいと思っております。その上で、協議を行わない、整わな

いときに適正な原価で、適正な利潤については、基本的にこれも接続ルールにのっとって整理しようということで考えています。

また、この近隣電気通信事業者に協力をした場合には、必ず費用面が発生すると思っております、この点についても整理しているのが資料の17ページです。17ページの黒丸の三つ目のところなのですが、いわゆる最終保障電気通信事業者が、近隣電気通信事業者が支払う協力の対価の部分です。この協力の対価について、私たちは交付金の補填対象にすることを原則として考えておりまして、ただ、過大な費用になってしまうということを防ぐために、この費用を欲しいと最終保障事業者が言う場合には、例えばなのですが、自分たちで一から整備するよりは、この近隣電気通信事業者から借りたほうが安く上がるということを疎明いただきまして、一定の適正性を担保してはどうかと考えています。

そのため、基本的にこの協力の対価というのは交付金の対象にしておりますので、合理的に考えると、すぐにはこの最終保障事業者と近隣電気通信事業者の間で何か争いごととかもめごとというのはなかなか想定しにくいのかなと思っております。ただ、ケースによってはどんなことが発生するのか分からないので、仮にもめた場合については、総務大臣に仲裁とあっせんをすることができるということになっています。

最後に、最終保障提供責務、これは来年から運用されますが、実際に、月にどれぐらいの求めが発生してくるのかというのは、正直なところ、私どももやってみないと分からないのかなと思っているところがあります。

その上で、この近隣電気通信事業者の協力まで至るケースがどのくらい出てくるのかも、やってみないと正直分からないところがありまして、また、これは先ほど申し上げたように、利用の求めが起きるのも地域によって本当にばらばらで、山の中とか海沿いであるとか、そこによっても本当にケース・バイ・ケースなのかなと思っているところです。

そこで、私ども総務省としましては、来年のこの最終保障提供の運用を見ながら、フレキシブルに状況を見ながら見直すことは見直しをしていって、きちんと利用者々が御不便に感じないような制度にしていくということが重要なかなと思っているところです。

私からの説明は以上になります。よろしくお願いします。

【笠井委員長】 平松課長、ありがとうございました。大変分かりやすい説明いただきまして、恐縮に存じます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問等ございましたら御発言をお願いいたします。小塚委員、お願いします。

【小塚委員】 委員の小塚です。この制度について、多分この委員会でも何度か御説明はいただいていたと思いますが、具体化された制度というものを改めてお話しただいて、非常によく分かりました、ありがとうございました。

それで最後におっしゃったところ、少々確認的な質問をしたいのですが、交付金の額について、最終保障電気通信事業者が自ら設備を設置した場合に見込まれる金額よりも、近隣電気通信事業者の設備を借りた方が、費用が少ないことの疎明を求めるとおっしゃったと思うのですが、ここで言う自ら設備を設置するというのは、どこの部分から自ら設置するという、つまり近隣電気通信事業者の設備がありますね、その設備も多分どこかにまた接続ポイントがあってという形で、交換設備等につながっているのだと思うのですが、自らの設備のどこから敷設した場合とを、それと近隣電気通信事業者の最も近いポイントから敷設した場合と、比較する計算をするのだと思うのですが、その辺りをもう少し詳しく御説明いただけますでしょうか。

【平松基盤整備促進課長】 小塚先生、御質問いただきまして、どうもありがとうございます。この点は具体化した事案が発生したときに、基本的にきちんと詰めなければいけないのかなとは思っているのですが、基本的には、対象となる近隣電気通信事業者の御協力がある場合とない場合を比較するのかなと思っております。ここで言う近隣電気通信事業者の協力の対価というのは、あくまでこの近隣電気通信事業者に支払うお金ですので、そこから設備を借り入れ、その接続ポイントから引いたという場合が協力を得た場合かなと思っております。

一方で、協力を得られない場合というのは、その接続ポイントは使えませんので、自分の設備、若干遠いかもしれませんが、自分の設備から引っ張るか、あるいは、別のグループとかいろいろな関係者からの設備を借りて引っ張るのか、それについては、多分いろいろなケースが想定されると思うのですが、あくまでそのケースを想定した上で比較をするのかなと思っております、協力がある場合、ない場合を基本的には比較をするのかなと思っているところです。

【小塚委員】 分かりました。ありがとうございます。そうするとこれは実際にはケース・バイ・ケースの判断になって、かつ、それは疎明を求めることですから、第一義的には最終保障電気通信事業者が、こういう方法ならばできる、例えば近隣事業者Aは協力してくれないとしたら、自ら、あるいは協力的なもつと遠いところにいる事業者Bの設備に接続することを、最終的に最終保障電気通信事業者が提案してきて、当局なり当委員会と

してはそれをレビューすると、こういうことで心構えを持っておけばよろしいということですか。

【平松基盤整備促進課長】 そういったときのレビューもありますし、あるいは金額だけではなくて、自分たちの設備を使ったほうが合理的だということもあるかもしれません。メンテナンスの観点からもあると思います。実際は様々な要素があるのかなと思っておりまして、この時点で、私どもとしても必ずしもこの金額が低いからそれだけでオーケーだ、それだけしか認めないということを言っているつもりは全くありませんで、やはり複合的に状況の実態を勘案して、判断をする必要があるのかなと思っております。

ここで私どもで、この協力の対価については分かったと、納得することであれば、基本的にはあつせんとか仲裁までいかないの、紛争処理委員会にまで上がることはないのかなと思っているところです。

【小塚委員】 分かりました。ありがとうございます。

【笠井委員長】 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。三尾委員、お願いします。

【三尾委員長代理】 1点質問なのですが、近隣電気通信事業者の定義は事業法の25条の4に記載されていて、この事業法から今回の協力義務というのは読み取れるという理解でよかったですか。

【平松基盤整備促進課長】 法律の25条の4に、近隣電気通信事業者は応じなければいけないという義務として規定されておりますので、協力義務が設けられております。

【三尾委員長代理】 それは今回の新しいユニバーサルサービスに関しての義務として書かれていて、例えばですが、交付金を受領するのは、最終保障提供責務者だけになるわけですね。近隣事業者自身は、交付金はもらえないという整理になるのでしょうか。

【平松基盤整備促進課長】 まず、近隣事業者の義務については、法律の改正法25条の4のところで、近隣電気通信事業者は、最終保障電気通信事業者による最終保障電気通信役務の円滑な提供に必要な協力をしなければならないというものを義務づけが設けられておりまして、この令和7年の電気通信事業法の改正で協力義務というのは設けられているというのが一つ目です。

この近隣電気通信事業者と最終保障事業者の間のやり取りというのは基本的に2者間で話をさせていただく話になっておりますので、そこでお金を出た必要なお金というのは、最終保障事業者がまず近隣電気通信事業者にお支払いをします。そのお支払いしたものを交

付金で最終保障事業者にお支払いすることになりますので、近隣事業者に直接交付金が交付されることにはなっておりません。

【三尾委員長代理】 そうするとその前提として、近隣電気通信事業者には、今回の制度を利用したことに基づく赤字などは発生しないという前提だということでしょうか。

【平松基盤整備促進課長】 基本的に赤字であれば協力に応じないと思います。

【三尾委員長代理】 分かりました。ありがとうございます。

【笠井委員長】 ありがとうございます。特別委員も含めて、ほかに御質問等ございましたらお願いします。よろしいですか。

ほかにないようでしたら、以上で質疑等を終えたいと思います。

平松課長におかれましては、分かりやすい説明、本当にありがとうございました。やってみないと分からない部分というのはあるのだなということも含めて、よく分かりました。これからどうぞよろしくお願いいたします。

平松課長におかれましては、以上で御退室ください。本当にありがとうございました。

【平松基盤整備促進課長】 ありがとうございました。

(平松基盤整備促進課長退室)

(3) 諸外国における情報通信分野の事業者間紛争処理制度等について【公開】

【笠井委員長】 それでは、引き続き議題2に移ります。

議題2、諸外国における情報通信分野の事業者間紛争処理制度等について、事務局から御説明をお願いします。

【中島上席調査専門官】 事務局の中島です。

資料263-2に基づきまして、諸外国における情報通信分野の事業者間紛争処理制度等について御報告します。表紙をおめくりいただきまして、ページ数、下に書いています。

1ページを御覧ください。

本件については、本年5月に施行されました電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律において、インフラシェアリングにおける事業者間紛争の処理というものが当委員会の所掌に追加されることになりました。

この対応の参考としますために、諸外国の紛争処理機関の概要を整理した上で、インフラシェアリングの動向、それに関連する紛争事案への対応状況を中心に調査を行うべく、請負会社に調査を依頼し、そのアンケート調査結果について取りまとめたところです。

その調査手法としましては、文献調査及びヒアリング又はアンケートといったところですし、調査対象国としましては、アメリカ、イギリス、フランス、韓国の4か国となっているところです。調査内容は大きく二つございまして、一つ目は調査対象国4か国の紛争処理機関や体制、二つ目としまして、それぞれの各国のインフラシェアリングの動向及び関係する紛争事案、こちらについての調査といったところになっているところです。

それで1ページおめくりいただきまして、2ページを御覧ください。こちらは、関係各国の事業者間の紛争処理制度の一覧となっています。こちらについては、次ページ以降でも説明しますので、このページの説明については、割愛します。

続きまして、3ページを御覧ください。こちらからは、調査対象国の紛争処理機関体制についてです。まずは、アメリカの紛争処理機関でございまして、アメリカについては連邦レベル、州レベルで大きく分かれているところがあります。連邦レベルにおける紛争処理機関としましては、FCCがありまして、その中でもMDRDといったところが紛争処理を担当しているところです。

続きまして、州レベルにおきましては、各州にPUCという機関が置かれておりまして、そちらが紛争処理を担当しています。その全州のPUCというものをNARUCが取りま

とめていると伺っているところです。

1 ページおめくりください。4 ページです。こちらが連邦レベルの紛争件数でございます。2016年から2024年にかけて、26件となっているところです。その内訳は、電柱の取付けに関する紛争が14件、電気通信事業者に対する違反申立てが9件、その他3件というところです。

続きまして、5 ページを御覧ください。こちら、州レベルの紛争件数となっているところです。PUCは、各州に置かれているところがありますので、今回は、カリフォルニア州を例として説明させていただこうと思っています。カリフォルニア州のPUCでは、2016年の4月から2026年3月までで471件という件数になっているところです。ただ、これについては、いわゆる紛争処理案件のほかに、例えば補助金ですとか通信インフラ整備、こういったものに関する決議案件というものも含まれておりますので、先ほどの連邦レベルと比べると、少々数が多く出ているといったところがございます。

続きまして、6 ページを御覧ください。ここからは、イギリスの紛争処理機関です。イギリスの紛争処理機関としましては、まずはOfcomというものがあります。そのほかに、下になりますが、OTA2という組織もありまして、こちらは、電気通信事業者やOfcomなど関連する公共部門の担当者が参加している団体です。こちらも、紛争事案を取り扱っているところですが、その事案については、非公開となっているところです。

続きまして、7 ページを御覧ください。こちらは、Ofcomが取り扱いました紛争件数といったところになっています。その件数については、2022年度までと、2023年度からでそのカウントの仕方が変わってきているところがあります。まず、2022年度までについては、純粹に紛争処理案件というものをカウントしていますので、0件か6件となっているところです。

他方で、2023年度以降については、紛争事案のほかに、調査案件や監査案件、こういうのも含めた上での件数となっていますので、2023年度で19件、2024年21件という件数になっているところです。

続きまして、8 ページを御覧ください。こちらはフランスの紛争処理機関といったところです。フランスの紛争処理機関では、ARCEPがあるところです。

続きまして、9 ページを御覧ください。そのARCEPの取り扱いました紛争件数といったところです。ARCEPは1997年に設立をされていまして、その設立当初から2000年代前半、ここにかけては紛争件数も多く出ているといったところございました

が、2012年以降、少なくなっている傾向があります。こちらについては、紛争事案の処理が積み重なり、解決方法が普及して紛争が未然に防止されているといったことが背景にあるのではないかと考えられているところです。

ただ、2024年については、少々紛争件数増えているといったところございまして、こちらについては一部の事業者、Valocimeという事業者の紛争事案が増えている、こういったところが原因になっているといったところです。

続きまして、10ページを御覧ください。こちらは韓国における紛争処理機関といったところです。韓国では2008年からはKCCが紛争処理を担当していたところですが、2025年に、KMCCといったところが紛争処理を担当すると変わったところございます。

ただ、その紛争件数については、非公開となっているところです。

続きまして、11ページを御覧ください。ここからは、各国のインフラシェアリングの動向とその関連する紛争事案についての御報告です。まずは、アメリカのインフラシェアリングの動向ですが、このページの下の中辺りを御覧いただければと思います。アメリカにおきましては、インフラシェアリングの形態を大きく二つに分類しているところでございます。一つが、パッシブ共有でございまして、鉄塔や基地局の設置スペース等の物理的な設備を共有する形態です。

それともう一つがアクティブ共有といったところで、例えばアンテナ、周波数、そういった通信インフラ網を共有する、こういった分類、形態になっているところです。現在は、アメリカにおきましては、パッシブ共有というものが主流となっているところですが、今後は、アクティブ共有の普及が見込まれていると伺っているところです。

続きまして、12ページを御覧ください。ここがアメリカのインフラシェアリングに関する紛争事案です。こちらは、電気通信事業者とインフラシェアリング事業者との間、鉄塔等の設備維持管理に関する紛争となっているところです。これはインフラシェアリング事業者でありますクラウンキャッスルが、電気通信事業者でありますディッシュに鉄塔等をリースしていました。

ディッシュは、その鉄塔等の設備の維持管理のために、リースをしている土地以外のスペースから作業を行っていたといったところがありましたが、クラウンキャッスルはその分の料金を払ってくれということで、訴訟を起こしました。

これに対しまして、裁判所では、実はこのリースをしている土地以外のスペースから、

鉄塔等の設備の維持管理の作業を行うというのは、アメリカにおいては業界の慣行としてやられているところがあるところでございまして、裁判所ではその業界の慣行というものを支持し、追加の料金の支払いを不要としたという事案です。

続きまして、13ページです。こちらアメリカの事案の二つ目です。こちらはインフラシェアリング事業者と土地の所有者等との間で、賃料に関する紛争となっているところです。これは、ノーフォーク鉄道が鉄塔等を有してしまっていて、そこがインフラシェアリング事業者のシティスイッチに鉄塔等のリースをし、そのシティスイッチは、その鉄塔等の頂上部における収入の91%が賃料としてノーフォーク鉄道に支払っていたところです。

ただ、ノーフォーク鉄道が、インフラシェアリング事業者の契約の切替えというものを行いまして、グローバルタワーという新しい事業者に切替えをしました。その際、グローバルタワーは、シティスイッチの契約を引き継いでいないということで、鉄塔の頂上部の賃料というものをノーフォーク鉄道に支払わなかったということがありました。このため、ノーフォーク鉄道は、その賃料を払ってくださいということで訴訟を起こしたといったところでございました。

これに対しまして裁判所では、グローバルタワーの契約というものは、シティスイッチの契約を引き継いでいないと判断をしまして、グローバルタワーを支持し、いわゆる賃料の支払いというものは不要ということとした事案でした。

続きまして、14ページを御覧ください。こちら、イギリスのインフラシェアリングの動向についてです。イギリスにおきましては、今、5Gの整備に取り組んでおるという中で、コスト削減を進めるためにインフラシェアリングを推進していると伺っています。今後もコスト削減の大きい都市部、こちらでインフラシェアリングが進むと見込まれていると伺っているところです。

続きまして、15ページを御覧ください。こちらは、イギリスにおけるインフラシェアリングに関する紛争事案についてです。ここは、インフラシェアリング事業者と土地の所有者等の間の使用権に関する紛争となっているところです。これは、インフラシェアリング事業者であるセルネックスという会社が、クロイドンとロンドンの間の通信ネットワーク整備を進めている中で、クロイドン高等裁判所の屋上に設備を設置し、そこでインフラシェアリング事業を開始しようとしたところ、クロイドン高等裁判所から、その共有事業者数については一定数に制限するな求めがあったといったところがありました。

ただ、これに対してセルネックスは、制限を設けずにやりたいということで、それを無

制限とするための訴訟というものを起こしたところです。これに対しまして、第一層審判所におきましては、土地等の所有者の利益をある程度損なったとしても、インフラシェアリング事業者が土地等を柔軟・迅速・安く使うことができることを重視しまして、セルネックスの主張を支持した、そういった事案があったところです。

続きまして、16ページです。こちらは、フランスのインフラシェアリングの動向です。フランスにおきましても、アメリカ同様、インフラシェアリングの類型というものをつくってしまして、こちらは三つのパターンに分類分けしているところです。一つがパッシブ共有、こちらはアメリカの形態と同様です。二つ目がアンテナ共有で、パッシブ型のインフラのほかに、アンテナも含めて共有をする、そういった形態として分類しているところです。三つ目がRAN・アクティブ共有でございまして、そのアンテナのほかに、さらに基地局の制御装置、バックホール、こういうところも含めての共有というところで、三つの分類としているところでございまして、フランスの中ではこの三つに整理しているところです。

続きまして、17ページを御覧ください。こちらは、フランスにおけるインフラシェアリングの紛争事案でございまして、これは、インフラシェアリング事業者と土地の所有者等との間における土地の取得に関する紛争です。Valocimeというのは、もともとインフラシェアリング事業者が別にいて、土地の所有者からリースをしまして、鉄塔等を建てていたところ、まず、土地の所有者から土地の取得をしまして、自らが新たな土地の所有者となります。その上で、インフラシェアリング事業者に対して、鉄塔等を安価に販売してくれと圧力をかけて、鉄塔等を取得し、自らインフラシェアリング事業者になることによって、電気通信事業者に鉄塔等をリースする、そういうことをしていたところです。

結果、Valocimeは約250件の訴訟を受けるというふうなことになり、2024年には、維持管理が不十分であったということで、10か所の鉄塔等で通信ネットワークが遮断する、そういった問題も発生したところでした。

これに関しまして、フランス政府は、インフラシェアリング事業者による土地の取得を制限するような認証制度、これを導入しようと検討したところでしたが、裁判所からは、財産権と競争を阻害する永続リースを招き、違憲のおそれがあると判断が下されたという事案があったところです。

続きまして、18ページです。こちらは韓国のインフラシェアリングの動向です。韓国のインフラシェアリングについては、いわゆるインフラシェアリング事業者によるインフ

ラシェアリングということではなくて、電気通信事業者３社の連携におきまして、通信ネットワークの共同利用をする、そういうような形でのインフラシェアリングを推進しているといったところです。ですので、５Ｇの整備に併せまして、都市部、郊外、こういったところでインフラシェアリングが進んでいくのではないかとされているところです。また、関係する紛争事案については、現時点においては目立ったものはないと伺っておるところではございます。

雑駁ですが、事務局から報告は以上です。

【笠井委員長】 ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問等ございましたら御発言をお願いします。いかがでしょうか。小塚委員、お願いします。

【小塚委員】 小塚です。特別委員も含めていろいろ御意見があるかと思いますが、二つ教えてください。一つは、この組織の予算とか人員について書いていただいているんですが、これは恐らくそれぞれの組織全体ですね。当委員会の事務局と比べると非常に大規模に見えますが、それはそういう意味ではないということだと思いますので。次の年次報告などのときに、当該紛争処理に携わる人の人数とか、予算規模が分かると非常に比較がしやすいと思いました。そこを一応確認させてください。

それから二つ目ですが、フランスの事案について少々もし分かれば教えていただきたいのですが、このValocimeという事業者が、どういう事業形態なのかがよく分からなかったのですが、土地の所有者がいて、インフラシェアリング事業者は、土地はリースで調達し、鉄塔を建てていると。

他方で、Valocimeは、電気通信事業者にリースをしていることになると、何かシェアリング事業者が二重に入っているような形なののでしょうか、その辺がよく分からなかったので少々教えていただけますでしょうか。

【中島上席調査専門官】 事務局です。小塚先生、御質問ありがとうございます。

まず、１点目については、先生おっしゃるとおりございまして、組織全体のものになっています。次回以降で調べることがございましたら、組織全体ではなく絞る形での検討をさせていただければと思っています。

２点目については、フランスの１７ページのところのValocimeのところの事案ということで理解をしています。こちらについては若干複雑というか、二重になるイメージで大変申し訳ございません。もともと土地の所有者という方が鉄塔を持っていて、その上にどこ

か他のインフラシェアリング事業者が、その土地を借りて鉄塔を建てるといった中で、インフラシェアリング事業をもともとやっていたところに、少々言葉悪いですが、Valocimeが後からやってきて、そのもともと鉄塔を建てている土地の土地所有者からまずは土地を買い取って、自分が土地の所有者になって、その後、その上に建っている鉄塔を持っているもとのインフラシェアリング事業者に安く売ってほしいという話をして、自分が買い取って、そうすると土地も鉄塔も自分のものになりますので、自分が新たなインフラシェアリング事業者になって、それで電気通信事業者へリースをする、そういった形で事業展開をされたと伺っているところです。

【小塚委員】 よく分かりました。

【笠井委員長】 ありがとうございました。ほかに、小川委員お願いします。

【小川委員】 説明、どうもありがとうございました。何となくこれまでインフラシェアリングの事業者って自分が土地を持っていて、自分がアンテナを持っていてというのが前提で、その事業を行っているのかなと思ったのですが、今回のこのフランスの例のように、土地の所有者と鉄塔の所有者が異なる、こういうスタイルで事業を運営しているというのは、日本国内でも結構あるスタイルなのでしょうか。

あと今回、アメリカとかイギリスとかもいろいろ御紹介いただいたのですが、こういう土地の所有者と鉄塔のシェアリングをやっている人たちが別々で動いているというケースというのは結構一般的な形なのか、今回これが特殊だったのか、少々分かる範囲で教えてくださいと思います。

【中島上席調査専門官】 小川先生、御質問ありがとうございます。今、御質問いただきましたこの土地と鉄塔等が別々になっているものが、日本でも主流なのかというお話がまずあったかなと思っています。今の段階で私どもも、日本でどれが主流かというのは完全に把握できているものではございませんが、ただ、私が把握している範囲ですと、例えば以前視察に行っていましたJ TOWERとかは、どちらかというと別々というよりは、御自身で持たれているものをお貸ししているという形態であると思っています、日本では知っている限りですとそういった形態が多いのかなとは思っています。

ただ、今回、まさにフランスの例ですと、もともと所有者が全然別で、その別のものに対していろいろな人が貸し出していくという形態も御説明しまして、少々海外では、どれが主流かまではまだ把握ができていません。ただ、今御説明した中でも、例えばアメリカでも、もともと鉄塔等はノーフォーク鉄道が持っているケースとかもありますので、もし

かしたら海外では別々に持っていて、複合的にインフラシェアリング事業者がいろいろまとめ、そこでリースをしているというケースもあるかなと思っていますが、今の段階でどれが主流かまでは分からないところです。

【小川委員】 どうもありがとうございました。やはり関わる人が複数になればなるほど、紛争になる確率が上がるなというのを今回の報告で改めて勉強させていただきました。ありがとうございました。

【笠井委員長】 ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。中條委員、お願いします。

【中條委員】 インフラシェアリングの形態としてパッシブとアクティブと二通りあるというお話があつて、現在、先ほどお名前が出た J TOWER とか、そういった今の主要なプレーヤーはパッシブが基本なのでしょうか。今後日本でもアクティブに移行していく方向はあるのでしょうか。

【中島上席調査専門官】 御質問ありがとうございます。御質問は、パッシブ、アクティブという説明をした中で、日本では J TOWER も含めて、今はパッシブなのかアクティブなのか、また、今後どれが主流になっていくのか、こういった御質問かなとお伺いしたところです。

これも今分かっている範囲でという話になってしまうのですが、J TOWER に関しては、今、私が把握している限りだと、パッシブをやられているのかなと思っています。まさに、基地局のサイトですとか、そういうところを共有して、そこを貸し出ししながら、そこに各事業者がアンテナとかをつけて、そこから電波を発射していくという形かなと思っていますので、どちらかというとパッシブかなと思っています。

アクティブ共有について、日本の中で進んでいくのかについては、その周波数とかをどういうふうに整理するのかにもよってくるような気がしますので、そこら辺の検討がもう少し進んでいった中でということかと思っていますが、どれだけ進んでいるかについて、現時点では分かりかねるです。

【中條委員】 ありがとうございます。提供するサービスが複雑になっていくと紛争も起きやすいかなと思いましたので、御質問しました。ありがとうございました。

【笠井委員長】 ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

それでは、柴田特別委員ございますか、よろしいでしょうか。ミュートになっておられるように思うのですが、少々お待ちください。

【中島上席調査専門官】 事務局です。柴田先生、今チャットにも書かせていただきましたが、いかがでしょうか。

【笠井委員長】 それでは、柴田特別委員は恐縮ですが、後日御質問いただくということで、よろしくお願いします。あと、宮田特別委員も挙手されていますでしょうか。

※柴田特別委員の質疑及び事務局の回答については、末尾に記載。

【宮田特別委員】 宮田です。説明ありがとうございました。大変分かりやすい説明でした。2 ページのところで各国のいろいろなまとめがあったと思います。一般的には、シェアリングをしていくと、状況が複雑になるので紛争件数は増えていくのかなという予想で聞いていたのですが、この件数だけ見ると、アメリカはむしろ下がっていて、イギリスはほかに比べると少々見方が変わったという報告はありましたが、かなり増えている印象がありまして、各国による違いが大きくあると思いました。分かる範囲でいいのですが、各国の違いについて、追加で情報があれば教えていただきたいと思います。質問させていただきます。

【中島上席調査専門官】 事務局です。宮田先生、御質問ありがとうございます。今御質問いただきましたのは、インフラシェアリングが始まれば各国の紛争総処理件数が増えることも考えられるところ、下がっているところもあれば増えているところもある。その違いについての御質問と承ったところです。

まず、イギリスについては、2023年度以降は実はカウントの仕方が変わったところもあって増えているようにも見えているので、紛争処理事案が、この19件の中にどれだけ含まれているかについては、公表されていないので、その見方ができないので、実際にどれだけ増えているかというのは分からないところもあります。ほかにも少々増えているところはありますが、フランスの最後の2024年の9件は、先ほどの少々事案にもありましたが、Valocimeの事案がどうも増えているので、どうも1社で件数を増やしてしまったのかなと思っています。

他方で、アメリカの減ってきているところについては、何で減ったかまでは少々分からないのですが、ただ、基本的には紛争処理も長らくやっているところもありますので、慣れてきてだんだん減ってきているというのは、通常と言えば通常かなとは思っています。

以上です。

【宮田特別委員】 ありがとうございます。

【笠井委員長】 ほかにごありますか。よろしいですか。中條委員、お願いします。

【中條委員】 もし分かればで構わないのですが、12ページのアメリカの事案は面白いなと思ったのですが、業界の慣習が尊重されるという点是非常におもしろいと思ったのですが、現在日本でのインフラシェアリングでは、こういった慣習的に行われているようなことというのは、何かあるのでしょうか。

【中島上席調査専門官】 事務局です。中條先生、御質問いただきまして、ありがとうございます。今、御質問いただきました日本における業界の慣行ですが、私どもが今把握している限りではそこまでの慣行があるとまでは聞いてはございませんので、分かる範囲での回答で申し訳ございませんが、以上でございます。

【中條委員】 ありがとうございます。

【笠井委員長】 ありがとうございます。ほかいかがですか。よろしいですか。

ほかに特段御質問等なければ、以上で質疑を終えたいと思います。

(4) 閉会

【笠井委員長】 本日の議題は以上です。委員、特別委員の皆様、特にこの場でほかに何かございますか。よろしいですか。

それでは、最後に事務局から何かございますか。

【景山参事官】 事務局です。本日はお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

次回の委員会の日程については、別途御連絡します。

事務局からは以上です。

【笠井委員長】 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を閉会します。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

—— 了 ——

<後日回答分>

議事録P20～21

※音声トラブルにより会議中に質疑を行えなかったことから、後日質疑を受け、事務局より回答。

質疑
【柴田特別委員】 インフラシェアリングが進めば、どのような問題が起こりうるか、例えば、インフラシェアリングの独占の傾向が生じるのかどうかを考える上で、お聞きできればと思いますが、フランスのケースで、Valocimeについて、「通信ネットワークの遮断」と書かれているところ、これは、Valocimeが土地や鉄塔を集中的に取得して、通信ネットワークを意図的に遮断させているような実態があったのでしょうか。
回答
【電気通信紛争処理委員会事務局】 Valocimeの事案における通信ネットワークの遮断については、同社の通信設備の維持管理が不十分であったため、起こった事象であると聞いております。なお、現時点において、インフラシェアリング事業者による独占の弊害が出たという事案は確認できておりません。